

造

幣

第一章 戦時の造幣行政と終戦前後の状況^①

第一節 鑄貨用資材の不足と補助貨幣対策の推移

日華事変以降の経済活動の活発化は、通貨の増大とともに補助貨幣も増大し、その補助貨幣供給策として昭和一三年には「臨時通貨法」が制定された。五十銭銀貨のほかに五十銭の政府紙幣の発行が認められ、貨幣法に示す種類のほかに臨時補助貨幣として十銭、五銭、一銭の三種が認められた。銀貨の供給困難とともに、十銭、五銭のニッケル貨の供給見通しが立たず、軍需資材としての回収の必要が強まった。

一三年以降、補助貨幣の供給は、貨幣素材の需給関係で目まぐるしいほどに次から次へと新しい種類の補助貨幣の発行が続けられた。初めにアルミニウム青銅貨（十銭、五銭）と黄銅貨（一銭）が造られたが、同じ一三年中に黄銅貨はアルミニウム貨に改められることになり、一五年には十銭に続いて五銭もアルミニウム貨に改められ、銀、ニッケルに続いて銅も貨幣素材からはずされて、アルミニウム貨一本になった。

このような臨時通貨法の制定、改正はあったが、それらは急増する補助貨幣需要にいかに対処するかに主眼があ

り、流通過程にある旧貨幣を急いで回収することはなかった。銀貨の回収は一四年から、ニッケル貨の回収は一五年から始まった。貨幣素材の節約の配慮もあって、一銭は一五年一二月に、十銭、五銭は一六年八月に、それぞれ量目の少ないものに様式を変え、あるいは厚さを薄くした。

太平洋戦争が始まってからは、小額通貨の需要はさらに増大したが、貨幣素材の需給条件はさらにきびしくなり、旧貨幣の回収が促進されるとともに、十銭、五銭のアルミニウム貨の厚さを再度薄くして、旧型を急ぎ回収し、その後、アルミニウムも軍需資材としての需要が高まったので、南方地域からの錫の供給をえてアルミニウムにとって代えることにして、一九年三月には十銭、五銭、一銭の錫合金の補助貨幣が発行された。しかし、その錫貨も海上輸送の制約で、資材確保の困難から、同年末には他の方法に切り替える必要に迫られ、十銭、五銭については鑄貨ではなく、小額の日本銀行券によることになった。一銭だけが金属貨幣として残った。

しかし、小額貨幣を紙幣にするについてはその使用上の便宜の点からも疑問があり、一方では金属貨幣に頼ることの困難もあって、一九年の初めから代替品の研究が進められ、陶貨製造の方向が固まって、二〇年度の貨幣製造計画を立てた一九年末には陶貨一七億枚という具体的数量を示すまでになった。二〇年四月には陶業三地方の請負工場を指定し、その管理に当たるために三出張所を設置して、各工場の製造枚数割当を定めた。かくて終戦時には一五〇〇万枚以上の陶貨が造られたが、八月一七日には陶貨製造中止がきまり、陶貨は流通市場にあらわれぬまま粉砕廃棄された。

このように短期間に補助貨幣は次々と新様式のもものが提供され、旧形式のもものが回収鑄潰されて、造幣局の一八、一九年度の鑄潰量は、造幣局の創業以来の最高記録となった。以上の国内の補助貨幣需要のほかに、太平洋戦争以後

は南方諸地域での貨幣需要も加わって、蒙疆銀行からの依頼とともに外国貨幣の製造も造幣局の仕事となった。これらの貨幣製造のほかに勳章等の製造もあった。このような状況に対処して、日華事変以降の造幣局の機構は拡充され、大阪の造幣局の改築のほかに、一四年からの着工で東京出張所拡張が、一七年の着工で広島工場建設が、一八年着工で四条畷工場建設が進められ、従業員数も増大して、一二年度九四二名から一五年度末三〇一一名、一八年度四八九九名となった。昭和一二年に全改正された造幣局分課規程による組織は比較的簡単で、部制のほかに東京出張所を置くというものであったが、二〇年二月の改正による組織は、本局を総務、製造、試金の三部とし、東京支局のほかに新たに広島に支局を置き、四条畷に出張所を置いた。このほかに久留米出張所があった。総務部は八課、製造部は六課、試金部は二課の大組織で、東京支局、広島支局も三部組織であった。

この大組織のほかに四月からは前記の三出張所が加わったが、二〇年一月以降の空襲でこれらの作業機能は大きな制約を受けることになった。爆撃による直接の被害は甚大で、東京支局は貨幣、鑄解工場と製鍊工場の一部を除いて全焼し、広島支局では原子爆弾で横川工場が倒壊し、支局閉鎖が議されるほどであった。大阪の本局も三度の空襲で多くの工場が被災し、病院、官舎の大部分が焼失した。すでに外国貨幣については、輸送上の問題からその製造をやめており、国内の補助貨幣についても、陶貨に転換する準備を進めていた時期でもあり、この被災がただちに国内の通貨供給等に支障を来たものではなかったが、明治以来の貨幣供給を守り、精鍊、彫金、秤量等の技術の開発向上をもたらしてきた機械設備等の破壊は、計りがたい大きな損失であった。

(1) 本編の記述は全面的に『造幣局八十年史』、『造幣局百年史』(資料篇)に依拠している。

第二節 戦後の応急的補助貨幣の製造

戦後の造幣行政の出発は陶貨の製造中止と一銭錫亜鉛貨の製造着手であった。戦時の非常対策として検討研究され、ようやく発行可能の状況にまで達していた陶貨製造ではあったが、もともと通貨として十分の条件をもつものはなかったから、終戦直後の八月一七日に製造の中止が大蔵省から造幣局に指示された。これに合わせて金属貨幣製造準備も指示された。さしあたって陶貨にかわる補助貨幣として、十銭、五銭は小額の日銀券もあるが、一銭についてはその準備もないので、造幣局では年度当初にわずかに製造されたのち止められていた一銭の錫亜鉛貨の製造を八月二三日に着手した。

一銭錫亜鉛貨は一九年度には一六億枚近くも製造されたが、二〇年度には資材供給難のため広島支局で主として製造を続けたものの、その製造量は微々たるものであった。その広島支局は戦災で機能を止めていたので、戦後の製造は大阪の本局で進められたが、資材の点からも制約が大きかった。一方、補助貨幣をできるかぎり金属貨幣にする方針を進めるため、一銭錫亜鉛貨の製造を五銭アルミ貨に切り替えることにして、錫亜鉛貨の製造は約一カ月で九月二四日に打ち切り、同二六日から戦時中の形式のままに五銭アルミ貨の製造に着手した。アルミニウムは終戦による軍需の消滅で、資材確保の点からも多少の余裕があった。

しかし、この五銭アルミ貨の製造も同年一月に中止された。一月二八日の連合軍最高司令官の覚書によって、司令部の許可なしには新たに銀行券、補助貨幣等の製造発行はできないことになり、通貨等の発行計画等の具体的な

説明書を事前に提出することが求められた。この覚書は主として日本銀行券を対象とするものではあったが、銀行券、補助貨幣に共通する意匠、模様については、戦時色の払拭が求められていたわけであり、五銭アルミ貨は適性を欠いていた。かくて二カ月にわたって製造された五銭アルミ貨は全部未発行のまま鋳潰の手続がとられた。

第二章 戦後の補助貨幣

第一節 戦後の補助貨幣製造計画

(一) 十銭アルミニウム貨、五銭錫貨の製造

補助貨幣製造等についての司令部覚書に対して、銀行券については券面種類等の体系的な計画検討が進んだが、補助貨幣については資材の制約もあって組織的な発行計画をたてるのが困難であったので、当面の必要と資材の条件とから十銭アルミ貨と五銭錫貨の発行計画が定まり、その意匠も新しい時代にふさわしい図案が検討され、司令部の許可を得て、二一年一月に貨幣形式を改正するとともにその製造に着手した。その製造の中心は大阪の本局工場であったが、この新補助貨幣製造に合わせて東京、広島の本支局でも貨幣製造を再開し、十銭アルミ貨は東京で、五銭錫貨は広島でそれぞれ製造を始めた。

新補助貨幣の模様は十銭アルミ貨では、表面の菊紋に二房の稲穂を配し、裏面には桜の花を置いた。裏面では表価を示す数字に算用数字が用いられ、従来の「大日本」の文字に代わって「日本政府」が用いられた。表価の数字と日

表 2-1 臨時補助貨幣製造枚数調

(単位：千枚)

	昭和 20年度	昭和 21年度	昭和 22年度	昭和 23年度	昭和 24年度	昭和 25年度	昭和 26年度
一 銭 錫 亜 鉛	10,931						
五 銭 アル ミ	10,101						
五 銭 錫	95,005	85,004					
十 銭 アル ミ	127,586	110,015					
五十銭黄銅(大)		226,944	41,244				
五十銭黄銅(小)			475,127	374,107			
一 円 黄 銅				118,282	282,927	50,001	
五円黄銅(無孔)				159,244	95,019		
五円黄銅(有孔)					174,533	157,208	160,008
十 円 洋 銀						596,460	150,015
十 円 青 銅							245,024
合 計	243,622	421,963	516,371	651,633	552,479	803,669	555,047

出所：『造幣局百年史』(資料篇)，304ページ以下。

(注) 20年度はすべて終戦後の枚数。

本政府の文字については五銭錫貨でも同様であったが、五銭錫貨では表面は菊紋と平和の象徴の鳩が用いられ、裏面では左右に小さく桐紋が配置された。いずれにおいても稲穂、鳩を用いる等の新しさは盛り込まれたものの、菊紋、桜花、桐紋等の配置は意匠として新時代に転換したものとはいきれないものであった。

十銭アルミ貨は二〇年度中に一・三億枚弱、二一年度に一・一億枚製造された。五銭錫貨は二〇年度中に一億枚弱、二一年度にはそれを幾分下回る量にとどまり、計一・八億枚製造された。いずれも二一年三月から発行されたが、補助貨幣がこのような少量の製造で発行されたことはまれである。しかもこれらの補助貨幣が引き続き多量に製造される見通しがあったわけではなく、十銭アルミ貨製造に当たって造幣局の手許に準備されたアルミニウムは約五〇〇トン

であり、それによる製造計画として許可を求めたのであった。十銭アルミ貨(一グラム)の五億枚相当の準備であった。

十銭、五銭の補助貨幣製造は二一年一〇月で打ち切られた。製造が短期で終わったのは上記の資材の問題もあるが、それとともに戦後の物価の急騰が、これらの補助貨幣供給について再検討を求めたからである。二一年二月の金融緊急措置によって、二〇年末以降の通貨の急増はいったん抑制されたものの、二一年度中に再度従来の通貨量を上回る通貨の増大となり、その増大傾向を効果的に抑制する措置がとられる明確な見通しもえられなかった。補助貨幣としてはもはや一銭、五銭の低額貨幣の供給を図ることではなく、昭和一三年の臨時通貨法制定以来、政府紙幣に切り替えた五十銭を補助貨幣として製造発行する問題となった。

(二) 五十銭黄銅貨の製造とその改造

補助貨幣地金の供給制約から十銭アルミ貨、五銭錫貨の供給は、いずれはその限界に達するものと考えられており、アルミニウムについては軍需資材ということもあって、その国内製造が禁止されていたので、貨幣として大量に供給すること自体が許されない条件となっていた。補助貨幣として金属貨幣を供給する方針を守るためには他の金属を求めなければならなかった。

戦時中には軍需との関係でその使用が抑制された諸素材は、平時への転換とともにその需要が消滅し、さらに戦時中に集めたそれらの素材が余剰物資となって追加供給される関係に転じる。もともと金属資源に恵まれないわが国にとって、この関係に立つ素材が非常に多いわけではないが、戦時中に軍が使用した薬莖、弾帯その他の銅合金系統の余剰物資が多量にあることが判明したので、その払下げを受けて補助貨幣製造に当たることになった。

新素材による補助貨幣は、従来の素材の貨幣に代わるものではあったが、十銭、五銭の小額表示ではなく、物価上昇に即して表価を引き上げることとしたので、手続きとしては臨時通貨法の改正が必要となった。臨時通貨法の第二条は臨時補助貨幣の種類を十銭、五銭、一銭の三種としていたので、これに五十銭を加えて四種とする法改正を第九〇議会に求め、その協賛を経て八月に公布し（法律第五号）、あわせて五十銭補助貨幣の形式を定めた（勅令第三九二号）。

五十銭黄銅貨は銅六〇〇〜七〇〇、亜鉛四〇〇〜三〇〇の比率で、量目四・五グラム、直径二三・五ミリメートルで、昭和に入ってから補助貨幣としては、量目では五十銭銀貨に次ぐ重さであり、直径では一三年発行の一銭黄銅貨に次ぎ、五十銭銀貨と同一寸法の大きさで、大型の補助貨幣であった。またその模様は表面に菊紋と鳳凰を配し、裏面に産業立国を象徴する鋏、つるはし、稲、麦、魚、歯車を図案化した。裏面の模様は十銭、五銭の場合と同じく新時代を表現する意図が強かったが、表面は五十銭銀貨の鳳凰を擬して、意匠の発想は十銭、五銭と大差のないものであった。

五十銭黄銅貨は十銭、五銭の補助貨幣製造中止に代わって二一年五月から製造に入り、二一年度中に約二億二七〇〇万枚、二二年度には五月までに約四一〇〇万枚、計約二億六八〇〇万枚製造され発行された。

五十銭黄銅貨の製造が一年を出ずに中止されたのは、五十銭黄銅貨を改造して小型の新貨幣を製造発行するためであった。二一年五月以降の物価の高騰は顕著で、補助貨幣として大型の五十銭黄銅貨は、この物価変動でその素材価格が表価に近づく可能性が考えられた。また貨幣素材の節約のためにも五十銭補助貨幣を小型化することが望ましい状況となったので、二二年八月に二二年勅令第三九二号中改正の形で五十銭補助貨の形式を改め（勅令第一五七号）、

小型の黄銅貨製造に移った。

改正五十銭補助貨の素材、品位は変更がなかったが、量目は三八%減の二・八グラム、直径は一・九ミリメートルと一九%縮まった。貨幣の模様については、小型化に即して単純化が進み、表面は菊紋に桜花を配し、裏面は必要な文字のほかに円線と玉だけとなった。表面の模様は、それまでの補助貨幣の構図が左右の均衡を保つように配慮されたのに対し、五十銭の文字を左に寄せ、桜花を右に置いて文字を上下で囲むようにする新構想を示した。また裏面では「日本政府」の文字を「日本國」に変えた。これ以後補助貨幣は「日本國」（二六年の青銅貨は「日本國」と表示することになった。これらの変更は少しずつ戦前の貨幣の印象を新しいものに切り替えたが、明確に古いものから離れたという印象にはならなかった。

新五十銭黄銅貨の製造は旧貨の製造よりも促進されて、二二年度中に約四億七五〇〇万枚、二三年度の一〇月までに約三億七四〇〇万枚、合計約八億四九〇〇万枚となった。製造枚数は旧貨の三倍を超える大きさであったが、通貨量の急増の比率からみると、通貨のなかでの金属補助通貨の比率は低下し、さらに経済活動において銭単位の必要が疑われるほどに物価の上昇が進み、五十銭補助貨の供給持続自体の検討が望まれた。物価指数をたどると、卸売物価は戦前基準の指数（昭和九一一年基準）で二一年六月で一六・三倍、二二年六月で三二・九倍、二三年六月ではすでに九三・八倍となり、まさに一〇〇倍を示した。戦前の一銭銅貨の必要に応じる補助貨幣は一円の表価のものに変わる状況であった。

(三) 五円、一円黄銅貨の製造とその改造

二一年一月以降、臨時補助貨幣は五十銭黄銅貨に限定して製造されたが、その後の二年近い間の物価状況の変化

はこの体制持続を許さず、より高額の補助貨幣の供給を求めた。それは五十銭に替えて一円にする程度では不十分で、五円あるいは十円も補助貨幣を用いることを適当と考えるべき状況であった。戦前の五十銭銀貨に当たる表価は五十円であり、素材としての適用を考えれば十円、五円の白銅貨、一円の銅貨の供給が期待される状況であった。

かくて政府は臨時補助貨幣に五円、一円を追加する方針を定めて、臨時通貨法中の改正法律案を第二国会に提出し、その通過を経て二三年六月に法律第五六号として公布し、補助貨幣製造に着手するに当たって、九月に政令第二九六号で五円、一円の補助貨幣の形式を定めた。

五円、一円の黄銅貨は、その素材、品位ともに五十銭黄銅貨と同一であった。量目は五円貨が四グラム、一円貨が三・二グラムで、いずれも新五十銭貨よりは重かったが、表価の示す比率には及ばず、旧五十銭貨の四・五グラムより軽かった。その直径は五円貨が二二ミリメートル、一円貨が二〇ミリメートルであって新五十銭貨と一円貨とは一ミリメートルの差でしかなかった。従来直径については表価の差に応じて二ミリメートルあるいは三ミリメートルの差をつけていたが、使用上の制約と物価の急騰との板ばさみで、基準の変更を余儀なくされた。

模様についてみると、従来との大きな変化は菊紋の廃止であり、明治以来の基本原則がここで転換した。この転換は新五十銭黄銅貨製造後の既定の条件であった。二二年八月の司令部覚書によって、銀行券、補助貨幣、郵便切手等に菊花の紋章を用いることが禁じられた。五円貨では表に国会議事堂を置き、裏に鳩と梅花を組み合わせ、それぞれ円線で囲んだ。貨幣図案に建物を用いたのは初めてであった。また表裏とも文字は左書きに変わった。一円貨では表に文化を示す意味の橋を大きく配し、裏は五十銭貨同様の配置をとった。一円貨の裏面にラテン文字が加えられた

が、これも明治時代に用いられて以来久しく中絶していた方法であった。この新しい補助貨幣で、戦前の貨幣の意匠が新時代のものに切り替えられることになった。

新貨幣は、五十銭貨の製造中止に替えて二三年一〇月から製造に入った。五円黄銅貨は二三年度中に約一億五九〇〇万枚、二四年度に八月までに約九五〇〇万枚、計約二億五四〇〇万枚製造され、一円黄銅貨は二三年度中に一億一八〇〇万枚、二四年度に二億八三〇〇万枚、二五年度に五〇〇〇万枚、計約四億五一〇〇万枚製造された。両者を合わせても、新五十銭黄銅貨の製造枚数には及ばないが、表価金額では約四倍に当たり、二四年当初の経済安定政策後の経済条件を考えると、補助貨幣供給の課題はほぼ達せられた。そしてなお後述のように五円貨については二四年八月に改造貨幣の供給が始まる。

二四年には物価の上昇が止まったが、それでも二三年の五円貨発行計画後の物価上昇によって、製造の継続のためには経費が上昇しすぎたので、政府は二四年に再度五円貨の改造計画を立て、量目を減じ厚さを減らすことにした。直径を変えないために有孔の補助貨幣にすることにして、二四年八月、政令第二九〇号で補助貨幣の形式中の改正を定めた。量目を四グラムから三・七五グラムに変えた。直径を変えないことで一円貨との大きさの差を保つとともに、有孔にすることでさらに区別を明確にした。また模様は有孔にしたことに合わせて、表は孔を中心に歯車を置き、上半部に稲穂を、下半部に水流を配して、工農水産業を表わし、裏は双葉を左右に配した。無孔五円貨に比して単純化が進み、一円貨と同様の洗練されたデザインとなった。

有孔五円黄銅貨は二四年度以降三年続けてほぼ同水準の製造実績を挙げ、補助貨幣供給の主役となった。一円貨の製造は二五年度の五〇〇〇万枚で打ち切られ、また五円貨についても二七年度には水準を三分の一に落とした。二四

年度以降の安定経済のもとにおいても、なお五円貨だけではなく、より大きな表価の補助貨幣への需要転換の事情を示した。

(四) 十円洋銀貨、十円青銅貨の製造

二四年の経済安定計画実施以後、政府は安定経済運営に即した通貨体系の検討を進め、銀行券については千円券、五百円券の発行の準備に着手し、十円券を十円補助貨幣に置き換えることとして準備を始めた。二四年の物価は戦前に比して卸売物価で二〇〇倍余となっていたので、十円補助貨についてはその素材を戦前の十銭、五銭の白銅貨に類するものに求めることが適切と判断され、洋銀が選定された。

洋銀の十円補助貨の製造については二四年一〇月に司令部の許可を得て一〇億枚製造の方針を決定し、二五年三月に臨時通貨法の一部を改正(法律第三号)、政令第二六号で貨幣形式を定め製造に入った。洋銀の素材は銅、ニッケル、亜鉛で、その品位は銅五五〇〜六〇〇、ニッケル一六〇〜一八〇、そしてその残りを亜鉛とした。黄銅貨以来、品位についてはかなり緩い規制であった。量目は二・七五グラム、直径は二〇ミリメートルで、直径は一円黄銅貨と同一であったので、区別のために五円貨に続いて有孔と定めた。その模様については、表は茶の花を配し、裏は幾何学模様で六角形を作った。意匠はそれまでの補助貨幣をさらに単純化したものであった。

貨幣素材としてのニッケルは国内ではほとんど産出がなく、手持ち資材も十分とはいえなかったが、白銅貨とせず洋銀貨としてニッケルの使用を節約してその製造量の確保を図った。製造開始後間もなく六月に朝鮮動乱が起こり、貨幣素材の確保が危ぶまれたが、二五年度には約六億枚を製造し、二六年度にも製造を続けたが、当初の一〇億枚三年計画を七億四六〇〇万枚の計画に改めて八月までに一応それを実現したが、その後のニッケルの供給についての見

通しに不安があった。洋銀貨発行を中止した。製造を八月で打ち切ったのは五月に「ニッケル等使用制限規則」(通商産業省令第三五号)が公布される状況で、ニッケル地金の騰貴が顕著で入手困難度が高まったことによっていた。

十円洋銀貨の製造中止に対処して、大蔵省は一一月に青銅貨製造の方針を定めた。この青銅貨への切替えについては、洋銀貨の製造困難見通しに処して造幣局ですでにその代替貨幣について研究を進めていたので、すぐにこの切替えに応じた。一二月には政令第三七二号で青銅貨についての形式を定めて公布した。素材は銅、亜鉛、錫で、品位は銅九五〇、亜鉛三〇〜四〇、錫一〇〜二〇とし、直径二三・五ミリメートル、量目四・五グラムとした。洋銀貨よりはかなり大きな貨幣で、当初の五十銭黄銅貨と同一直径であったから、他の補助貨幣との区別も容易であったこともあり、無孔の型にもどった。その模様は表に宇治平等院の鳳凰堂を配し、裏は月桂樹の葉を圖案化したもので、その意匠は戦後の貨幣図案の単純化の方向にあって、簡潔さを残しつつきわめて精緻な技術の結果を示したものであり、文字については単純化の方向でゴシック体とした。

十円青銅貨の製造は二六年度中に二億四五〇〇万枚を、続いて二七年度に四億六六〇〇万枚を果たし、二八年度以降もその水準を保った。

表 2-2 臨時補助貨幣発行調

種目	昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度
枚数(千枚)	一錢	40,080					
	五錢	95,000	85,000				
	十錢	124,250	113,340				
	五十錢		225,937	517,304	374,070		
	一円				118,270	282,900	50,000
計	259,330	424,277	517,304	651,552	552,400	207,200	160,000
金額(千円)	一錢	401					
	五錢	4,750	4,250				
	十錢	12,425	11,334				
	五十錢		112,969	258,652	187,035		
	一円				118,270	282,900	50,000
計	17,576	128,553	258,652	1,101,365	1,630,400	836,000	800,000

出所：『造幣局百年史』(資料篇)，336ページ。

表 2-3 種類別年末通貨流通高調 (単位：百万円)

種目	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年
補助貨幣								
一錢	42	41	42	43	44	43	43	42
五錢	42	42	49	51	52	50	49	49
十錢	146	154	171	170	172	165	162	158
五十錢	61	81	217	441	467	353	301	263
一円	—	—	—	27	272	446	377	322
五円	—	—	—	151	1,197	1,942	2,611	3,229
旧貨計	40	39	37	42	39	91	91	91
政府紙幣	332	357	517	925	2,243	3,090	3,634	4,153
日銀券	895	1,100	1,213	591	417	293	260	205
内)五錢	55,493	93,397	219,141	355,280	355,312	422,063	506,386	576,431
十錢	1				20	19	19	18
一円	51				98	90	89	86
五円	70				748	711	1,011	1,183
	1,054				822	473	341	282

出所：『造幣局百年史』(資料篇)，その他より作成。

第二節 補助貨幣の発行・流通・回収

戦後の補助貨幣は物価の高騰に処して次々と新しい種類の製造を計画し、通貨量の増大を追ってその供給量を増大した。そしてこの間旧貨幣と新貨幣との併用による流通上の不便を避けるため、新貨幣の供給を旧貨幣の回収に応じ、増大する配慮を加味した製造計画を立てる等の問題もあった。また終戦直後のアルミ五錢、朝鮮動乱期の洋銀十円のように、製造しても発行されなかった補助貨幣もあり、その不発行分を補填する製造追加も必要であったが、さらに、通常は製造と発行との間に多少の時間差があり、その配慮も製造計画に影響する。十円洋銀貨を約七〇億円分製造しながら発行しなかったことに示されるように、発行までには一定量が確保され、その事後の供給の見通しが立つてから発行されるので、製造がただちに発行、流通に結びつく関係にはない。このような関連にさらに旧貨幣の回収が加わって、戦後の補助貨幣の供給は単一の種類を作る状態の期間が多かったにもかかわらず、補助貨幣の供給調整はかなりむずかしいものであった。

小額表価の通貨は通貨総量のある一定の比率が必要であり、これを欠くと日常生活に不便を来す。終戦近く円満の通貨は五十錢政府紙幣のほかに十錢、五錢の日銀券があり、同じ十錢、五錢の錫貨と一錢の錫亜鉛貨があつて、金属貨幣と紙幣とが同一表価で流通していた。この関係は戦後に五十錢黄銅貨が発行された際にも続いており、黄銅貨の発行によって五十錢政府紙幣を廃止したり回収したりする計画はなかった。黄銅貨の製造を始めた二一年度に、

政府は五十銭政府紙幣約五億三三〇〇万枚を刷り、二二年度には約一一億六四〇〇万枚を刷っており、流通量としては黄銅貨よりも政府紙幣の方がはるかに多く、金属補助貨幣は補完的な地位にあった。二三年度に五円、一円の黄銅貨を製造発行したときにも、五円、一円の日銀券を廃止したわけではなく、ここでも金属貨幣と紙幣の同時流通があった。

しかし二四年度以降では高額の日銀券の発行を機に、低額の日銀券の補助貨幣への転換が徐々に進められ、五円、一円の铸貨の流通量を増加する措置がとられた。この方向は十円青銅貨の発行に当たっても同様で、青銅貨の供給増加に応じて十円日銀券が回収された。この間にあって終戦前後に発行された銭単位の紙幣、銀行券、補助貨幣についてみると、新しく印刷、製造が進められなかったので（五十銭政府紙幣は二四年度に四億枚印刷された）、紙幣の流通量は早く減少し、補助貨幣も少しずつ回収された。二四年度以前においても、五十銭、五円の補助貨幣は新種の発行があつて、旧貨幣は回収されて漸次新種に切り替えられたが、とくに旧五十銭黄銅貨については、その量目、直径が十円青銅貨と同じであつたから、青銅貨の発行に先んじて積極的に回収された。

第三章 その他の諸行政

(一) 接收貴金属の管理と精製作業

連合軍は二〇年九月の内地進駐後間もなく、政府・日本銀行保管の貴金属を接收してその嚴重な管理下に置き、民間の貴金属保有者の貴金属の接收も強力に進めた。連合軍は内地進駐当初はあまり具体的な政策指示をせず、政府も独自の判断で戦時行政を平時行政に切り替える諸施策を進めていた時期であるが、連合軍の準備していた円軍票の使用は結局中止されたので、この貴金属類用とこの貴金属類の接收とには、強行の意図が明示されていた。円軍票の使用は結局中止されたので、この貴金属類の接收だけが目立った措置となった。戦時中から貴金属類の供出が励行されていたので、この接收量は民間からのそれは非常に少なく、主として日本銀行と造幣局とに保管されていたものであったから、世間一般にはこの接收作業が大きく影響することはなかった。

貴金属類の接收は、それによって賠償等に充当する意図と判断されたが、終戦後の生活物資の欠乏下にあった日本人の感覚と連合軍とでは、貴金属類に対する観念に開きがあって、連合軍の貴金属管理態度は非常に厳格なものであった。この態度のもとで、接收貴金属の保管場所に主として東京の日本銀行地下金庫と大阪の造幣局の倉庫があてられたので、造幣局では保有していた貴金属類をいったん接收されたのち、あらためてその保管を指示されることにな

り、他からの接收貴金属とあわせて、連合軍の厳重な監視のもとで保管業務を続けることになった。

このような連合軍の貴金属管理の基本態度があったので、戦後の諸物資統制のもとでも貴金属の扱いは特別のものとなった。一〇月八日の司令部の日本政府および陸海軍の保有する金・銀・白金の接收指令に即して、同一五日には勅令第五七七号として「金・銀又は白金等の取引等取締に関する件」が施行され、貴金属の完全回収を図るため二一年五月には勅令第二七五号として「臨時貴金属数量等報告令」が施行されて、五月一日現在の貴金属所持者の報告義務が課された。これらの措置にもとづいて接收された貴金属類は日本銀行、造幣局に集められたが、単にこれらを保管するのではなく、造幣局でさらに別の仕事加わった。保管貴金属の整理作業である。

ダイヤモンドや金工芸品等はそのまま日本銀行に保管されたが、そのような特殊のものを除いては、地金として品位数量を明確にして保管する方針がとられたので、接收貴金属類の熔解鑄造が造幣局の仕事となった。そして、分析結果についての品位証明をつけることが求められた。すなわち二二年度から接收貴金属の整理作業が始まり、地金係はその仕方、製錬課は熔解、試験課は鑄塊の品位証明に従事した。この整理作業は二五年六月まで続いた。

(二) 貴金属管理法と造幣局の関連業務

連合軍による貴金属の接收は既存の貴金属に対する措置であったが、その管理方針は貴金属の生産から使用にいたる全分野の統制強化を導いた。戦争末期には産金政策は事実上なくなっていたので、貴金属管理はもっぱらその使用に向けられていた。二一年二月には従来の「工業工芸医療用地金払下規則」に銀を加えて同規則を「工業工芸医療用地金銀地金払下規則」と改称（大蔵省令第一号）し、同令の一部を改正して、規制を強化したが、一方これに先立つて増産金買上規則を廃止し（大蔵省令第五号）、産金買上規則を改正（大蔵省令第一〇号）して、産金促進策をとった。す

なわち戦時には、金地金は金使用規則で政府の許可を受けた者にだけ使用が許され、配給機関は日本金属配給統制株式会社があったが、戦後は金だけでなく統制がすべての貴金属に及び、その使用はすべて政府の許可を要することとなり、配給業務も政府自身が行なうこととなった。二三年八月には、従来の「工業工芸医療用地金銀地金払下規則」を廃して「貴金属地金払下規則」を制定し、造幣局が国内実需要者への配給地金の取扱いに当たることになった。この措置は地金の取扱いに從來から造幣局が関係が深かったことによるが、同時に増加需要に対する業務統一のためであった。また占領当初非常にきびしい管理を求めた貴金属の扱いについての司令部の態度の緩和に対応したものであった。すでに二月には金、銀、白金等の取引取締の施行令が緩和され（大蔵省令第一七号）、続いて同月同令第二一号で「連合軍占領軍に対しその管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡をなすに関する件」が公布施行され、同令は七月に法律第一一九号として公布された「連合軍占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合軍占領軍に対する引渡に関する件」に吸収廃止されることになって、これらの措置に伴う業務が造幣局に加わったことに関する。大蔵省訓令で「貴金属地金配給業務取扱規程」が制定され、第三・四半期分から実施に移された。

経済安定政策の実施、単一為替レートの設定で国際経済組織への復帰の方向が明確になって、貴金属確保への重要性が確認されるに依りて、二五年五月には、「産金法」、「金、銀又は白金等の取引等の取締に関する件」等に代わって「貴金属管理法」（法律第一二八号）が制定され、これに則して、従来の諸法規の整理による「貴金属地金買入規則」（大蔵省令第四一号）、「金地金使用規則」（大蔵省令第四二号）が公布施行された。この新しい体制によって貴金属類は新産品であるか否にかかわらず、その取得物をすべて政府に売却することとなり、金地金は大蔵大臣の許可なく取引

することはできなくなった。これに関連して政府売却の貴金属は高品位に精製を委託することを条件としたので、造幣局は貴金属地金の精製と品位証明との業務がその買上げ機関として求められることになった。この買上げはそれに続く配給業務を前提としており、二三年以降の業務がさらに拡充されることになった。

(三) 貴金属地金の品位証明その他

接収貴金属管理、貴金属管理に伴う必要業務として貴金属地金の品位証明が造幣局の重要な業務となったが、品位証明そのものはこれらの戦後の課題によって始められたのではなく、すでに戦前から長く続けられていたものであり、その作業量はこの戦後の措置にもかかわらず戦前に比して激減していた。しかし戦後はその対象を広げた。二一年九月には従来の「金銀地金精製及び品位証明規則」を「貴金属地金精製及び品位証明規則」と改称し、金銀のほか白金族を加え、また政府への売却地金の品位、量目を無制限として、納入地金の試験手数料、品位証明手数料、精製手数料を定めた。

これらの業務拡大は戦後の造幣局の作業の激減に処したものであったが、二二年六月からはさらに品位証明に関して立会官吏制度を設けた。金銀製錬業者に対して精製業務をまかせ、その納入地金の品位証明について製錬所へ造幣局の立会官吏を派遣し、現場の分析試料を持ち帰って試金をするとともに、試料採取地金に立会証明の刻印を打つことにしたのである。その対象は六大業者で、それ以外の小口業者の納入地金は僅少であった。

このような事情で、新産品はもとより一般の貴金属の品位証明の依頼はほとんどない状態が続いた。すでに記したように、戦前に需要激増で新たに広島に造幣局の支所を設置したような必要はどの部門にも見られなくなっていた。造幣局が製造技術を誇った勲章はその必要がなくなり、記章、章牌等についても、とくに期待できる状況ではなかつた。

た。これらの状況のなかで、技術と設備の保存の要請もあって、二一年一月に官制による指定のほか、事業のなかに「金属工芸品の製造」を加えた。装身具、食器、文房具、喫煙具、室内装飾品、優勝杯等の製造である。もとよりこの業務に重点を置くのではなく、それが民業を圧迫するものであってはならないとの配慮もあって、この業務も他の業務と同様にその量は微少にとどまった。

第四章 造幣局の機構と経理

第一節 造幣局の機構の変遷

既述のように造幣局の機構は戦時中に拡大して、終戦の年の二月の改正によって、本局のほかに東京、広島の二支局を置き、久留米と四条畷に出張所を配し、さらに四月には瀬戸、京都、有田に出張所を設けて、戦前とは比べようもない大組織となった。戦時の需要急増が機構拡充の理由であったから、戦後の需要減退は当然機構の整理縮小となるが、その過程は戦後ただちに起こったのではなかったから、この二〇年二月の機構を起点として、その後の過程を記述することにしよう。

分課規程によれば、総務、製造、試金の三部を置くことを定め、各部の事務は、総務部は機密、文書、職員身分、局印等の管守、統計報告、取締、職工身分、診療衛生、予算決算及経理、事業計画、資本、物品出納保管、物件売買等の契約、国有財産、工作物の管理営繕、器具機械の製作修理、電気ガス用水等の配給、共済組合の計一八号に及ぶ事務、製造部は貨幣の製造、旧貨幣の鋳潰、章牌、極印等の製造、軍需品の製造の四号の事務、試金部は貨幣等の試

験、貴金属製品の品位証明、合金の製造、重要金属等の分析試験、精製等の五号の事務が示されていた。

分課規程には各課構成は示されないもので、この各事務の配分について、総務部では総務、監理、経理、会計、臨時建設、工作、研究、保健の八課を置き、製造部は鋳解、貨幣、彫刻、第一勳章、第二勳章、第三勳章の六課を置き、試金部は試験、製錬の二課を置くことにした。この各課構成は、すでに補助貨幣の製造が貨幣素材の条件により極度に制約され、その代替物を求めていた事情と、戦時の多面に及ぶ事務処理の組織を示していた。この事情は造幣局の作業を分担した両支局の組織にも示されていた。

東京支局は庶務、第一作業、第二作業の三部と病院で構成され、庶務部は総務、会計の二課、第一作業部は鋳解、貨幣、勳章の三課、第二作業部は試験、製錬の二課の組織であった。広島支局は同一の三部構成であったが、課の組織は多少異なっており、庶務部は総務、会計、営繕工作の三課、第一作業部は鋳解、製造の二課、第二作業部は試験、検査の二課であった。

四条畷工場は一八年度の勳章製造多忙の時期に計画された勳章製造工場であったが、二〇年一月に開設されたときは、事実上は設備機械の疎開用の工場であった。広島支局も広大な敷地に新工場を建設中であったので、広島市内横川に仮の貨幣製造設備を作った。この二月に開局したが、原子爆弾によってその機能は停止にひとしい打撃を受けた。東京支局の空襲の被害は大きく、このような機能の低下のもとで終戦を迎え、戦後の事務に対応することになった。戦後は陶貨製造の中止、黄銅貨アルミニウム貨の製造、接収貴金属の保管等、事務の実体は大きく変わり、被災施設の復旧が図られたが、組織については二二年二月、大蔵省全体の組織の平時体制切替の一環として造幣局機構を全改正するまで、二〇年一月に東京支局の鋳解課を貨幣課に改めたにとどまった。

二二年二月の機構改正に際して、陶貨製造のための瀬戸、京都、有田の三出張所を閉鎖し、四条畷出張所を四条畷工場として作業部に編入したので、大阪の本局と東京、広島、支局の二支局のほかは久留米の出張所を残すだけとなった。この機構改正で本局は総務、作業の二部と病院に、支局は部制を廃止し、本局では課の数を半減して業務の整理圧縮を図った。総務部では経理、臨時建設の二課を廃し、研究課を研究室として作業部へ移し、保健課をはずして病院として別組織に変えた。すなわち総務部は総務、監理、会計、工作の四課となった。その事務は診療をはずし、翻訳、福利を加えた。製造、試金の二部を作業部にまとめ、製造部の勳章関係三課を廃し、彫刻課を装金課に改めて鋳解、貨幣、装金、試験、製錬の五課と研究室、四条畷工場となった。

支局については部制を廃するとともに、東京、広島両局とも共通の六課と病院の組織とした。それは東京支局の勳章課を章牌課とし、広島支局の営繕工作課を廃し、鋳解、製造、検査の三課を貨幣、章牌、製錬の三課に改め、病院を加えたものであった。すなわち、総務、会計、貨幣、章牌、試験、製錬の六課と病院とである。この支局の分課は大蔵大臣の認可を得て造幣局長が定めることになったが、その条件内で部制廃止が実施された。

二二年六月には久留米出張所を熊本に移して熊本出張所とした。これよりさき、二二年の一月に造幣局従業員組合結成大会が開かれ、二〇年一月に組合組織ができた東京支局に続いて二二年二月には広島支局にも組合が結成され、労働問題処理が重要な事務となったので、二二年一月に本局では監理課を労務課に改めて業務課を加え、両支局に労務課を新設した。

二二年には四月に作業部の試験課を吸収して研究室を研究部に拡充し、冶金、化学、機械、試験の四課組織とした。九月には支局組織の整備を図ったが、各支局の作業内容に即した組織とした。共通の扱いでは労務課を再度総務

課に吸収したとと章牌課を改めたことであるが、東京支局では拡充して章牌課を装金、業務の二課とし、広島支局では縮小して章牌、製錬の二課を廃して工作課を新設した。

二三年には九月に研究部を廃して試験課を作業部に戻し、病院とともに付属機関として研究所を置くこととして、研究部の事務としていた貨幣地金等の試金、貴金属製品の品位証明、重要金属等の分析、試験を作業部に戻した。なお研究所の分課は、研究部の冶金、化学、機械の三課を調査課、第一課、第二課に改めた。また総務部の労務課を職員課とし、業務課を資材課に改めた。

二四年六月には、大蔵省設置法の施行によって造幣局は外局として独立し造幣庁となったが、分課の規程に大きな変化はなかった。造幣本庁は従来どおりの総務、作業の二部と研究所、病院からなり、総務部の組織は総務、資材、職員、会計、工作の五課を総務、業務、会計、工作の四課にまとめ、作業部は試験、製錬の二課をまとめて試験製錬課として五課を四課に改めた。作業部の組織は、よう解、貨幣、装金、試験製錬の四課となった。

造幣庁として独立したので、総務部の総務課の事務は、本省の秘書課、文書課、調査部、会計課の事務にまで及び、会計課では予算、決算、会計監査、物品管理、営繕、原価計算等を司掌し、業務課では資材の購入、地金の出納保管、製品受注等を分掌し、工作課では機械等の修理、ガス、用水等の配給、電気施設の管理を分掌した。作業部についてみれば、よう解課は材料のよう解、鑄棒の圧延を、貨幣課は貨幣の製造、章はい等の圧印を、装金課は章はい、極印、金属工芸品等の製造を、試験製錬課は金銀等の精製、重要金属の分析、品位証明等をそれぞれの事務として分掌した。

本庁の組織と事務配分はその後ほとんど変わらず、二五年一〇月に材料地金の圧延を貨幣課の事務に加え、関係事

務をよう解課からはずした。

支局についてみると、東京支局、広島支局は東京支庁、広島支庁となり、東京支庁は支局の試験、製錬の二課を試験製錬課にまとめて六課と病院とし、広島支庁は支局の工作課をよう解課と改めて五課と病院とした。東京支庁の六課は総務、会計、業務、貨幣、装金、試験製錬の各課で、本庁の工作、よう解の二課を欠き、広島支庁の五課は総務、会計、よう解、貨幣、試験の各課であった。また熊本出張所には庶務、作業の二課を置いた。

支庁等の組織もその後ほとんど変わらなかったが、二五年五月に東京支庁、広島支庁を東京造幣局、広島造幣局と改称した。

(1) これ以後、よう解、章はい等、規程上はひらがな書きとなる。

第二節 造幣局特別会計法の改正

造幣局特別会計法は戦後の短期間に二度大きな改正を経験した。二二年と二五年である。二二年三月法律第三七号による改正は、作業会計法の改正で発生主義の会計計理をするために専売局特別会計法と印刷局特別会計法とが制定されたのと同趣旨で、造幣局特別会計の計理に改正を加えたものである。二五年三月法律第六三号による改正は事業運営の企業的性格を強め、従来の造幣局資金を廃して別に補助貨幣回収準備資金を設けたものである。二二年の改正は勘定形式を整えたものであるが、二五年の改正は事業運営の方法を改めたものであり、造幣事業だけが許されていた特別な扱いを改めて、他の事業関係の会計と同様の計理基準に改め、造幣事業の企業的性格を明確にしたものとする事ができよう。

(一) 昭和二二年の造幣局特別会計法の一部改正

昭和二二年の造幣局特別会計法の一部改正は、形の上ではまさに一部改正で、大正四年以来の同特別会計の条文の一部を変更したものである。しかし、その改正の趣旨は第三条の改正にある。新条文は「本会計ニ於テハ事業ノ経営成績及財政状態ヲ明ナラシムル為財産ノ増減及異動ヲ其ノ発生ノ事実ニ基テ計理ス」と改められ、そこに発生主義の計理原則が明示された。従来の第三条は固定資本の維持修理等に関する財源措置の規定であったが、それは第二条の改正によって記され、その際財源は作業上の歳入から造幣局特別会計の資金に変更された。そこでこの資金からの繰

入財源の用途を明示するため、第一条を修正して、特別会計の収入項目に「固定資本ニ属スル物件ノ売却代金」を加え、支出項目に「固定資本ノ拡張費、改良費、補充費及維持修理費」を加えたのである。なお第九条に一条を追加して、「資金ニ不足ヲ生シタルトキハ一般会計ハ第二条第二項ノ規定ニ依リ資金ヲ固定資本ノ拡張費及改良費ノ財源ニ使用シタル金額ヲ限度トシテ之カ補足ノ為繰入金ヲ為スコトヲ得」と示し、固定資本の増額の資金は一般会計が負担する建前となることを定めた。資金による固定資本の補充は一時の便宜であり、資金は旧貨幣、流通不便貨幣の交換処分のためのものであることを明らかにし、固定資本の補充を作業上の歳入に頼っていた従来の方法を改めることで、造幣局特別会計の計理の基本を発生主義とすることの意味を明確にしたのであった。

この結果、まず事業会計の利益が明確となり、その純益は資金に編入され(第六条)、固定資本の拡張費、改良費が計上される際はその財源が資金から繰り入れられ、資金からの年々の繰入額が明示算定されつつ、資金の不足が認定された際に一般会計から繰入金となされるという手続きが定まったのである。従来の方式では純益金の発生は、固定資本の拡張費等に利益金相当額の一部を事前に振り向けた残額によって計算されたので、事業の経理実績が明らかでなかった。それを発生主義で統一するという基礎のもとに整理したのであった。

第三条の規定で、その計理を明確にするには、第九条の規定による歳入歳出予算の調製に当たって、財務諸表の作製が求められることになり、二二年度以降は予算に損益計算書、貸借対照表、財産目録の予定表がつけ加えられ、同様に決算に各財務諸表の実績がつけ加えられることになった。

(二) 昭和二五年の造幣局特別会計法の全面改正

「造幣局特別会計法」(昭和二四年五月、「造幣庁特別会計法」と改題)は昭和二五年三月に全面改正され、「造幣庁特別

会計法」(法律第六三号)として新規制定されたが、その改正はその第一条に記されているように造幣庁の事業を企業的に運営し、その健全な発達に資することとし、従来の造幣局資金を廃して別途の補助貨幣回収準備資金を設けたことにある。この新しい会計運営のために、従来の一〇カ条の法律を三八カ条の精密な規定の法律とした。

造幣局特別会計法は明治二三年の作業会計法の規定に従った特別会計運営の時期を経たのち、大正四年の造幣局特別会計法によって独立してから三五年を経て造幣庁特別会計法に改められたのであるが、作業会計法の特徴はその事業経営のために固定資本、据置運転資本を置くことにあった。造幣局については明治三〇年の貨幣整理資金特別会計法の制定による一円銀貨幣、流通不便貨幣の引上げ交換という補完機能によって、その運営の効率を上げていたが、大正四年の造幣局特別会計法制定に際して、この貨幣整理資金特別会計の機能を吸収して資金を置くことにした。

この造幣局特別会計法では、歳入を作業上の収入、付属雑収入、資金に属する収入によることにし、歳出を作業の費用、資金に属する支出によることとした(二二年改正以前の条件)。作業上の収入は製造貨幣発行高を中心とするものであり、造幣局が日本銀行に引き渡したときに発行として、貨幣名目額を発行額と計算して歳入に計上したのである。また資金の支出は旧貨幣、流通不便貨幣の交換を中心とするので、日本銀行から造幣局が受け入れたときに回収として、貨幣名目額を回収額として歳出に計上したのである。この扱いは印刷局が銀行券を製造して日本銀行に引き渡すときの勘定とはまったく性格を異にしている。印刷局の場合は銀行券の製造費相当額を日本銀行から受け取るのであって、損傷銀行券を買い取るという手続きもない。貨幣発行による歳入は当然その製造費用を上回るので、作業上は益金が生じることになり、第六条ではその作業上の益金を資金に編入することを規定し、のちに流通不便貨幣あるいは旧貨幣として回収する際の準備にあてることにしたのである。

固定資本は造幣局の事業経営のための土地、建物、築造、機械、重要な器具、標本をあて、この固定資本に対し貨幣製造等の作業のために別に据置運転資本を置いて事業運営の資金充足を図ったのであったが(第二条)、この固定資本の維持補充費を作業上の歳入で支弁する方法をとっていたのを、昭和二二年に改め、作業上の益金を明確にした上で、その益金を積み立てた資金から別途に拡張費として財源繰入れをすることにした。この二二年の改正でいわゆる発生主義の計理による方向づけがなされたが、その形式はとったものの、実態としては企業的運営をするものではなかった。

昭和二五年の特別会計法の全面改正の基本を事業の企業的運営に求めたのは、改正前法律の前記の性格では造幣局の事業運営の合理性が得られないことと、すでに専売事業、印刷事業について発生主義の会計処理が実施され整備されていることに即して、造幣事業についても同様の措置をとることが妥当であると解されたからにはかならない。

改正法は「第一章 総則」から「第九章 雑則」まで九章に分け、「第二章 資本及び資産」、「第三章 補助貨幣回収準備資金」、「第四章 運転資金」、「第五章 資金計画」、「第六章 予算」、「第七章 収入及び支出」、「第八章 決算」という構成をとった。この構成で明らかのように、第三章の補助貨幣回収準備資金を置いたことに特色が示されるが、新しい特別会計の基本性格は第一章の総則に示されている。その第一条に事業の企業的運営という基本線が記され、そのために資産勘定、資本勘定、損益勘定を設けて、事業の資産、資本の増減異動、利益、損失を明らかにすることにしたが(第四条)、その実際運営について、補助貨幣製造のための固定資産の拡張改良資金、貨幣製造の必要経費を一般会計から繰り入れることとし(第七条)、これらの資金に事業益金等をあてることを避けた。そして製造貨幣で発行相当額は補助貨幣回収準備資金に編入して(第九条)、引換え、回収の補助貨幣をこの会計の資産に帰属す

る（第八条）ことを前提に置くことで、補助貨幣発行による利益金の管理を明確にする方式を定めた。

第三章の補助貨幣回収準備資金では、準備すべき額を補助貨幣発行現在高相当額として、この資金の性格を明示し（第一八条第二項）、その資金の運用を大蔵省預金部預入れに限定した（第一九条）。しかしながら、貨幣製造以外の諸事業を含めた事業成果に対して、第八章の決算では、毎会計年度の決算上利益を生じたときに一般会計に納付することにしたがら（第三二条）、この納付額計算について、利益金から、当該年度末の固定資産、作業資産の価額の対前年度増加額を差し引くこととし、その差引額（控除額）を固有資本の増加にあてることを認めた（第三一条）。

第三節 造幣局特別会計の推移

造幣局特別会計の収支は、戦前から、引き続き補助貨幣の発行代金、貨幣以外の各種加工作業による収入等を作業収入に計上し、これら補助貨幣、貨幣外製品の製造による費用等を作業費としていた。この補助貨幣の発行代金はその補助貨幣の名目額相当額であり、補助貨幣の価額がその金属素材と加工費を下回らなければ特別会計の収支が不足することはなかった。したがって造幣局特別会計は貨幣等の製造作業が続くかぎり益金を生じ、その益金は同特別会計の資金に繰り入れられ、磨損等による流通不便貨幣の回収の資金として準備される関係にあった。

二〇年度は一億五二五三万余円の作業収入を予算に計上したが、陶貨の発行停止、続いて戦後製造したアルミ貨（五銭）の発行もとりやめとなった関係で、作業収入の実績は激減してわずか一八五九万円にとどまった。作業費は職員給与の増大によって作業収入を上回る結果となった。

二一年度からは黄銅の補助貨幣の発行が続いたので作業収入は急増したが、原材料費も増大し、続いて施設修繕の役務費も増加して、作業費も作業収入を追って増大した。二二年度には貴金属地金購入四億一〇八九万円があつて原材料費だけで四億五一八八万円に達した。また職員に対する諸手当が諸支出金に計上され、それが局の作業費増大を促進した。しかし二三年度以降は、固定資本財源、運転資本補足の繰入れもあり、補助貨幣発行による収入も増大して、造幣局作業収入は急増し、造幣局作業費を大きく上回った。

表 4-2 補助貨幣回収準備資金増減実績
(単位：千円)

	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
年度首資金	1,680,200	2,215,843	2,875,219
(受入)補助貨幣発行高	836,000	800,000	7,385,000
運用益	24,750	52,582	122,114
計	860,750	852,582	7,507,114
(払出)補助貨幣回収高	325,106	193,207	248,501
造幣庁特別会計繰入	—	—	—
計	325,106	193,207	248,501
年度末資金	2,215,843	2,875,219	10,133,832
補助貨幣発行現在高	3,903,802	4,510,595	11,647,094
比較増減△額	△1,687,958	△1,635,376	△1,513,262

出所：表4-1に同じ。

二五年度以降の特別会計の収支は補助貨幣製造等の事業を示すものとなり、補助貨幣発行額は補助貨幣回収準備資金の増減で表示されることになった。補助貨幣製造に必要な経費額は一般会計から繰り入れられることになって、二四年度までと二五年度以降の収支項目は大きく変わった。なお、補助貨幣回収準備資金は従来造幣局特別会計資金に属していた現金約一七億円を引き継いで開かれ、二五年度八億三六〇〇万円、二六年度八億円の補助貨幣発行と資金運用益金とで資金を増し、補助貨幣回

この新規の黄銅貨発行に処して地金購入が二一年に多額に支出された。その後新規の補助貨幣発行に伴って旧貨幣との混乱を避けるために旧貨回収が進み、二三年度以降で貨幣交換費が増大した。また二二年度以降、固定資本、運転資本の財源補足をしたので二三年度以降の資金支出は増大して二億円を上回った。二四年度の地金購入代増は洋銀貨発行のための措置であった。

二五年度以降は資金廃止による異質の勘定となるので、先に二四年度までの資金の収支にふれておこう。戦後の補助貨幣の発行は旧貨幣の回収による交換という措置ではなかった。当初は貨幣交換費は僅少であった。しかし、この新規の黄銅貨発行に処して地金購入が二一年に多額に支出された。その後新規の補助貨幣発行に伴って旧貨幣と

表 4-1 造幣局特別会計、同資金推移 (決算)
(単位：千円)

	昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度
造幣局作業収入	18,591	141,485	311,979	1,633,454	2,683,301	2,215,142	2,871,589
作業収入	18,531	140,918	274,858	1,556,560	2,625,768	1,423,814	2,158,374
内)臨時補助貨幣製造代金	17,576	128,553	258,652	1,101,365	1,630,400		
注文品製造代金	918	6,537	13,210	28,143	24,435	18,640	23,089
配給地金売払代				413,332	954,021	1,212,013	2,041,543
地金売払代						170,803	80,196
地金製品品位証明料	0		270	4,317	3,701	4,474	5,069
不用品売払代	0	5,811	2,567	5,642			
固定資本財源受入			35,000	60,000	40,000		
運転資本補足受入				10,000	10,000		
一般会計より受入						777,780	696,337
雑収入	61	566	2,121	6,894	7,533	13,548	16,878
造幣局作業費	25,918	121,267	250,351	879,744	1,421,230	2,049,853	2,875,143
作業費	24,851	118,254	194,813	772,124	1,420,597	2,048,243	2,872,860
内)消耗品費(物品費)			32,285	56,379	74,520	163,591	154,183
役務費			76,686	69,496	76,142	168,193	146,339
原材料費	2,949	20,455	40,614	451,881	995,312	145,537	103,099
施設費			2,491	41,280	16,340	87,144	47,867
商品費						1,195,000	2,023,642
他会計繰入	33	36	42	75	633	1,610	2,283
諸支出金	1,034	2,977	55,495	107,545	—		
造幣局資金収入	16,064	3,375	21,625	13,130	41,274		
内)地金売払代	15,164	3,375	21,625	13,130	41,274		
造幣局資金支出	15,346	71,724	62,587	208,052	242,523		
内)貨幣交換費	14,200	1,061	2,690	99,245			
地金購入代	9	66,398	16,897	38,806			
一般会計へ繰入	1,137	4,264					
固定資本財源繰入			35,000	60,000	40,000		
運転資本補足繰入			8,000	10,000	10,000		

出所：各年度決算。

表 4-3 造幣局資産貸借対照表

(単位：千円)

	昭和19年度	昭和20年度	昭和21年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	昭和26年度
固定資産 内)土地	15,720	15,036	45,019	115,851	174,241	197,432	279,067	369,328
建物	4,299	4,299	7,354	8,771	8,771	8,280	8,146	7,578
構築物	8,118	8,522	25,306	46,966	76,945	79,475	111,960	140,912
機械				21,515	28,222	44,557	92,121	131,847
器具	3,247	2,159	12,298	38,539	59,653	64,110	65,734	87,473
作業用材料				42,954	37,642	42,840	2,388,883	3,215,183
内)原材料				27,226	17,617	15,125	215,454	1,091,293
未発行補助貨幣							567,858	1,930,783
金							1,519,977	
地産金							182,653	6,104
掘置資産	22,000	22,000	22,000	4,465	725,878	1,247,433	181,643	5,498
流動資産				1,500	723,169	1,246,010	181,643	
内)国債					937,762	1,487,705	2,850,602	3,590,615
借方	37,720	37,036	67,019	163,270	937,762	1,487,705	2,850,602	
本当金				117,590	193,861	252,766	704,730	810,136
自己資本				7,571	13,843	22,748	32,288	43,860
内)減価引当				45,680	4,671	5,282	553,839	2,372,013
借入金				32,041	—	—	—	1,350,476
内)未納付				—	739,230	1,229,656	1,592,034	408,466
当期納付				—	937,762	1,487,705	2,850,602	3,590,615
貸方				163,270	937,762	1,487,705	2,850,602	

作業資産	136,805	278,945	352,914	
地産金	78,009	132,810	192,471	
引揚貨幣	12,657	100,029	114,338	
貸付地金	9,533	9,533	9,533	
連合軍管理	9,655	9,655	9,655	
連合軍管理引揚	26,951	26,918	26,918	
貨幣	111,512	16,590	451,452	
流動資産	32,041	—	—	
内)未収作業	75,443	12,562	450,543	
国債	—	52,783	* 4,776	
純借方	248,317	348,317	809,142	
本定金	55,915	122,696	809,142	
資勘定	125,622	125,622	—	
損	66,780	100,000	—	
当期損	△ 33,659	—	—	
貸方	100,439	100,000	—	
合計	248,317	348,317	809,142	

出所：表4-1に同じ。* 24年度は純益金。

収による資金払出との差引で、二六年度末には二八億七五二二万円となった。

以上の特別会計の収支を発生主義の経理による財務諸表によってみると、次のようになる。二二年度以前は固定資

表 4-4-2 造幣局損益計算書(2)
(単位：千円)

	昭和26年度	昭和27年度
(損 失)		
労 務 費	87,680	351,419
製 造 経 費	160,770	
材 料 費		913,466
支 払 経 費		148,403
一 般 管 理 費	33,810	84,510
製 品 払 出		1,483,831
減 価 償 却 費	6,755	18,821
雑 損	17,475	11,002
純 益 金	408,466	452,532
計	714,957	3,463,985
(利 益)		
生 産 品 売 上 収 入	22,635	24,674
手 数 料	13,546	9,222
局 内 製 品 受 入		51,409
未 発 行 補 助 貨 幣 製 造 代		1,459,788
製 品 受 入		1,387,365
一 般 会 計 受 入	203,418	
回 収 準 備 金 受 入		266,982
財 産 評 価 益		3,760
雑 益	475,358	260,785
計	714,957	3,463,985

出所：表4-1に同じ。

本と据置運転資本の年度末額が決算の参考に報告されたので、これによって貸借対照表の補足としてとらえることにした。また二五年度以降は造幣局特別会計の資金が造幣局特別会計に吸収されるので、表示方法が多少変わった。ことに損益計算書は同一の様式ではなく、各年度を通じた表示は困難なので、二表に分けて示す。

戦災によって機械器具の崩壊がはなはだしく、二〇年度の固定資産は前年度より減少したが、その後の復旧建設で

表 4-4-1 造幣局損益計算書(1)
(単位：千円)

	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	
造 幣 局	事 業 純 経 費	164,291	821,353	1,392,842	1,410,715
	総 支 出	250,351	879,744	1,421,230	2,049,853
	(差引)固定資産支出	70,832	58,391	23,191	81,635
	運転(作業)資産支出	15,228		5,198	557,504
	減 価 償 却 費	7,571	6,271	8,905	9,540
	雑 損	12,502	5,567	3,197	
	純 益 金	100,439	739,230	1,229,656	1,592,034
	損 失 合 計	284,804	1,572,422	2,634,600	3,012,289
	事 業 純 収 入	276,979	1,563,454	2,633,301	1,638,877
	総 収 入	311,979	1,633,454	2,683,301	2,215,142
(差引)固定資本財源受入	35,000	60,000	40,000	16,855	
運転資本補足受入		10,000	10,000		
貨幣製造経費受入				559,410	
補助貨幣回収準備資金より受入				1,373,412	
雑 益	7,825	8,968	1,299		
利 益 合 計	284,804	1,572,422	2,634,600	3,012,289	
造 幣 局 資 金	事 業 純 経 費	55,284	65,912	168,553	
	総 支 出	62,587	208,052	242,523	
	(差引)引揚貨幣増加	1,317	87,339	14,309	
	資金地金増加	5,987	54,800	59,661	
	未 収 金 減 少			3,119	
損 失 合 計	55,284	65,912	171,673		
事 業 純 収 入	21,625	13,130	41,274		
借 入 資 本 返 還			125,622		
純 損 失 金	33,659	52,783	4,777		
利 益 合 計	55,284	65,912	171,673		

出所：表4-1に同じ。

二六年度末には約三億七〇〇〇万円に増加した。また終戦後しばらくは補助貨幣の需要が大きく、製造が流通必要量に達しないうちから発行を始めたが、経済安定政策実施後、洋銀貨の発行については、所要量の製造を待ってから発行することにしたので、造幣局の作業資産は大きくなった。洋銀貨は発行を中止したので、そのまま材料地金として残った。